

町営住宅入居に関する諸注意

(柳ヶ丘、大平、長坂第一団地『公営住宅所得制限あり』)

- 下記は町営住宅への入居に関する諸注意となりますので、必ずご確認ください、了承された上でお申込みください(確認をしたことの証として、最終ページに記名押印願います)。また、内容にご不明な点やご質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

- ・ この住宅は国の法律に基づく低所得者向けの公営住宅です。月の所得額が 15 万 8 千円以下の方が入居できます。この所得額は年間の収入額から各種控除をした後の金額を 12 ヶ月分で割ったものとなります。世帯構成や扶養の人数、障害や寡婦などの入居者の状況により控除額が変わります。申込書提出時に学生以外の家族全員の所得証明書を添付して提出してください。所得証明書はお住まいの市町村の役所窓口にて取得できます。無職の方も所得 0 の確認が必要なため所得証明書の提出が必要です。ご提出いただいた書類に基づき、所得基準以下になっているかを試算させていただきます。なお、裁量階層に該当する方は所得基準が 21 万 4 千円以下へ緩和されますので、裁量階層(別表)をご覧ください。また、入居後は年度毎(9 月頃)に収入申告書にて所得の申告をしていただき、所得額に応じて家賃も毎年変動します。

※住宅に空き部屋がなくすぐに入居ができない場合には、お申込みいただいた後、空き部屋が出るまでお待ちいただくことになります。ただし、空き部屋が出た際に最新の所得で入居基準 15 万 8 千円以下であるかを再算定させていただくことになりますので、お申込みの際に 15 万 8 千円以下であった方でも、再算定時にそれを超えてしまった場合には入居基準外となり入居していただくことができませんのでご了承ください。

※また、入居後に所得の上昇により 15 万 8 千円を超えてしまった場合、収入超過者(基準より所得の多い者)という扱いとなります。

収入超過者となった場合も退去の義務はありませんが、代わりに割り増し家賃が加算されます。これは、公営住宅は住宅に困窮する低所得者へ供給するものであり、家賃の安価な住宅であるため、所得の多い方にはなるべく退去していただき、所得の低い方が入居できるようにするための国の法律上の措置です。

なお、高額所得者の基準(所得月額 31 万 3 千円)に達した場合には、住宅を退去していただく必要がありますのでご注意ください。

- ・ 町税等の滞納がある場合は入居できません。また、入居者及び同居しようとする方のいずれかに暴力団員がいる場合も入居できません。これらについては、入居申込者及び同居予定者の全ての方について、各部署及び坂下警察署への調査照会を行いますの

でご了承ください。

- ・ 入居する際には連帯保証人及び、家賃 3 ヶ月分の敷金が必要となります。連帯保証人は確実な保証能力のある方でなければなりません。(連帯保証人の所得証明書等により判断しますので、適切であると認められない場合には別の連帯保証人に変えていただく必要があります)
- ・ 共用の電気・水道・エレベーター管理費等の団地共益費、区費等が別途かかります(詳しい金額等は入居後に本人が区長及び団地会計に確認)。また、入居に伴い住所を移していただくようになります。地区の役員や行事等、共同で行うものもありますので、必ず協力してください。
長田坂第一団地については、共用の管理費はかかりませんが、区費とアンテナ組合への維持管理費がかかります。

- ・ 住宅退去時の修繕費は、畳・襖・障子・破損箇所・全室のクリーニング(ワックス含む)が自己負担となります。長坂第一団地は浄化槽の汚泥の引抜き及び水張りも必要です。敷金で足りない分が別途修繕代として請求されますが、自己負担分は平均 25 万円程度かかります。畳は入居期間や状態にかかわらず、退去時には必ずすべて表替えが必要です。畳表替えは 1 枚当たり約 6 千円かかります。

公営住宅は民間住宅のように経年劣化の修繕費用を家賃に折り込んでおらず、その分低家賃にして提供しています。そのため、修繕費用については別途かかることになります。家賃が安価なため入居時の敷金についても安く、修繕費をまかなうだけの金額がないため、退去時には大半を自己負担としてお支払いいただくことになります。

- ・ 駐車場は町管理ではないため、場所等については団地の区長より指示を受けてください(柳ヶ丘団地 1 号棟、大平団地 1 号棟、大平団地 2 号棟について)。柳ヶ丘団地 2 号棟については建物北側に 1 台分が順番に割り振られています。なお、町で車庫証明として発行できるのは 1 戸につき 2 台限りですのでご注意ください。

- ・ 柳ヶ丘団地 1 号棟、大平団地 1 号棟、大平団地 2 号棟、長坂第一団地については、住宅の浴槽、風呂釜(ガスバランス釜)、吊り下げ照明器具(台所以外の和室 3 室)、台所ガス給湯器、ガスコンロは個人での設置が必要です。すべてそろえると 40 万円程かかります。

水道蛇口は給湯器がなければ水しかでませんのでご注意ください。また、標準で窓に網戸のない住宅のため、網戸も個人での設置が必要です。カーテンレールについても同様です。

住宅で使用できる風呂釜については、ひとつの開口で吸排気を行えるバランス釜という風呂釜が必要となります。浴室の開口部に合わせての機器設置が必要となりますので

で、機器を購入する設備業者によく確認をしていただくようにしてください。

また、長坂第一団地では、テレビのアンテナも個人での設置が必要です。

柳ヶ丘団地 2 号棟については、吊り下げ照明器具（台所以外の 3 室）及びガスコンロについて個人での設置が必要です。

なお、個人で設置した物については、退去時には処分をしていただく必要があります。前の入居者から譲り受けた物などについても同様です。

- ・ ペットの飼育はできません。近隣への迷惑となるだけでなく、ペットによる住宅への傷などは損害賠償の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 町営住宅では鍵の付け替えを行っておりません。鍵は前入居者からすべて返却していただいておりますが、心配な場合には鍵の交換は自己負担で行っていただくことになります。その際には役場へ届け出をされた上で、管理のため付け替えた鍵のスペアキーを 1 つ提出していただく必要がありますのでご了承ください。
- ・ 長坂第一団地については台所流し、洗面、浴室、トイレなどの排水が浄化槽となっております。入居に伴い維持管理業者との維持管理委託契約を結んでいただく必要があります。点検及び清掃分の委託料として年間 4 万円程度の費用が別途かかります。維持管理委託契約を結んでからでなければ、排水を流すことはできませんのでご注意ください。

（長坂第一団地以外の団地の住宅については、浄化槽維持管理委託料の代わりに公共下水道使用料がかかります）

●裁量階層（別表）

以下の裁量階層に該当する場合は、所得基準が 21 万 4 千円以下へ緩和されますので、必要な証明書類を添付してください。

裁量階層	対 象 世 帯	必要な証明書類
高齢者世帯	申込み本人が 60 歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「募集月の前月末日現在 60 歳以上又は入居予定日現在 18 歳未満」である場合。（60 歳以上の単身者も含む）※公営住宅法施行令により 60 歳以上に改正になりましたが、経過措置として昭和 31 年 4 月 1 日以前の生誕の方も裁量階層世帯として適用になります。	なし
障害者世帯	申込者または同居しようとする方のどなたかが障害者（以下に掲げる条件の方）である場合。	身体障害者手帳などのコピー

	・身体障害者手帳の交付を受けている、1 級～4 級の身体障害者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、1、2 級の精神障害者 ・療育手帳 A1、A2、B1 の方、または前項の精神障害の程度に相当する知的障害者	
戦傷病者世帯	申込者または同居しようとする方のどなたかが、「戦傷病者特別措置法」第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、障害の程度が「恩給法」別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで、または同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症に該当する場合	戦傷病者手帳のコピー
被爆者世帯	申込者または同居しようとする方のどなたかが、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合。	被爆者手帳のコピー
海外引揚者世帯	申込者または同居しようとする方のどなたかが海外からの引揚者で、引揚から 5 年未満の場合	永住帰国者証明書のコピー
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者または同居しようとする方のどなたかが、ハンセン病療養所入所者等である場合。	国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
子育て世帯	入居しようとする人の中に、小学校就学前の子どもがいる世帯	なし

文面を確認し、内容について了承しましたので申し込みをいたします。

なお、申し込みに際して、町税等の滞納がないこと及び、入居者及び同居予定者に暴力団がないことを確約いたします。

氏名 _____ 印 _____

受付番号

抽せん番号

町営住宅入居申込書

総
点
数

級
別

年

月

日

柳津町長 殿

町営住宅の入居の申込みをいたします。

住所（〒 ）

電話（ ）

フリガナ

氏名

（印）

年

月

日生

世帯構成員等欄

① 現在同居しており今後も同居する者

続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	性別	職業	所得税法第2編第2章第1～3節により算出した所得金額 ^㉔	老人扶養親族・特定扶養親族・障害者・特別障害者・老年者・寡婦の別	勤務先
申込者								

② 現在は別居しているが今後同居する者

続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	職業	所得税法第2編第2章第1～3節により算出した所得金額 ^㉔	老人扶養親族・特定扶養親族・障害者・特別障害者・老年者・寡婦の別	勤務先

③ 申込者又は同居親族の扶養親族又は、控除対象配偶者で今後も別居となるもの。

続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	職業	老人扶養親族・特定扶養親族・障害者・特別障害者・老年者・寡婦の別

月収欄

（^㉔）

+

^㉔

=

円

（障害者）

人

円

（特別障害者）

人

円

（老年者・寡婦・寡夫）

人

円

÷12=

円

（^㉔（申込者を除く））

+

②

+

③

=

人

円

+

老人扶養親族・特定扶養親族

=

人

円

+

円

団地別希望調

希望する団地名の下に○印をして下さい。

実態調査状況欄

受理

審査

誓約書	
1 この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。	
2 この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、町営住宅入居申込みの無効処分または、当選の失格処分をされても異議申し立ていたしません。	
年 月 日	氏名 ㊟

申込者		は、当所に勤務し、次のとおり相違ないことを証明する。	
申込みの月の前月より過去1箇年分（※印の欄は記入しないこと）			
給料	円	勤務所所在地	
扶養手当	円	勤務所名称	
超勤手当	円	電話	()
賞与	円		
その他	円		
合計	円	(使用者) 職場長	
※控除額	円	氏名	㊟
※所得金額	円		
申込者の同居者		は、当所に勤務し、次のとおり相違ないことを証明する。申込みの月の前月より過去1箇年分（※印の欄は記入しないこと）	
給料	円	勤務所所在地	
扶養手当	円	勤務所名称	
超勤手当	円	電話	()
賞与	円		
その他	円		
合計	円	(使用者) 職場長	
※控除額	円	氏名	㊟
※所得金額	円		
申込者の同居予定者		は、当所に勤務し、次のとおり相違ないことを証明する。申込みの月の前月より過去1箇年分（※印の欄は記入しないこと）	
給料	円	勤務所所在地	
扶養手当	円	勤務所名称	
超勤手当	円	電話	()
賞与	円		
その他	円		
合計	円	(使用者) 職場長	
※控除額	円	氏名	㊟
※所得金額	円		

現住所案内図	
最寄りの交通機関から申込者の現住所に至る案内図を記入してください。	

困窮事項申告欄

1 不良住宅（住宅の不完全なことについて）

申込者の住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。（該当する項目の符号を○でかこんでください。）

ア	住宅が倒壊するおそれがあり、その他危険な状態にある。
イ	バラック建て住宅（応急的な仮設住宅で、使用材料が粗悪で極めて低質な建物をいう。）
ウ	転用住宅（倉庫、物置等住宅以外の建物を転用している住宅をいう。）
エ	上記のいずれにも該当しない。

2 生活上著しく不便（生活上設備の不便なことについて）

申込者の使用している炊事場、便所、給水の3設備は、専用のものですか、共同使用のものですか。（右の欄の該当する項目の符号を○でかこんでください。）

ア	炊事場、便所、給水の3設備とも共用である。
イ	上記の3設備のうち2設備が共用である。
ウ	上記の3設備のうち1設備のみ共用である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

3 別居（住宅がないため、別居していることについて）

申込者と同一の生計をいとなむ必要があるが住宅がないために別居している人がある場合又は、婚姻予約者のある場合には、右の欄の該当する項目の符号を○でかこんでください。

ア	住宅がないため妻若しくは夫又は子と別居している。
イ	住宅がないため扶養を要する親又は弟妹と別居している。
ウ	婚姻が成立しているが、住宅がないため結婚できない。
エ	上記のいずれにも該当しない。

（注意）この項目に該当する場合は、この申込書第1ページの世帯構成員欄の②「現在は別居しているが実際に入居する世帯員」の項に別居者の氏名等を記入してください。

4 過密居住（住宅のせまいことについて）

現に居住している部屋は、何室ですか。（該当する欄を○でかこんでください。）

ア 1 室

イ 2 室

ウ 3 室 以 上

現在の世帯人員は何人ですか。

人

畳数の合計は何畳ですか。
（板の間の部屋は、畳数になおして合計してください。家具等の多少は関係ありません。）

畳

上記の計算の結果、下の欄のどの項目に該当しますか。該当する項目の符号を○でかこんでください。

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1人当たり1.3畳以内	1人当たり1.6畳以内	1人当たり2.0畳以内	1人当たり2.0畳をこえているが、15才以上の者が3人以上で1室居住	1人当たり2.0畳をこえているが、15才未満の者を含む3人以上で1室居住	左記のいずれにも該当しない。

5 立退要求（明渡しを請求されていることについて）

申込者が現に居住している住居について立退問題がある場合は、それが下の欄のどの項目に該当しておりますか。（該当する項目の符号を○でかこんでください。）

下の欄のアとウは、立退問題が裁判上（又は簡易裁判所における調停事件として）あらそいになっている場合に限りからです、注意してください。

ア	裁判上の判決、和解又は調停の成立により明渡しが決定済	裁判のあった日又は和解、調停の成立した日	年 月 日
イ	停年退職、会社解散等自己の都合以外の理由により住宅等から立ち退くことが必要である。	会社等所在地	
ウ	立退問題につき裁判等係争中	会社等の名称	
エ	立退きを要求されている。	停年退職・会社解散等の年月日	年 月 日
オ	上記のいずれにも該当しない。	管轄裁判所名	裁判所
		立退要求の内容	
		上記に対してとろうとしている措置	

6 遠距離通勤（通勤時間・通勤距離）

世帯の主たる収入者の通勤時間又は、通勤距離は、右の欄でどの項目に該当しますか。

（該当する項目の符号を○でかこんでください。）

通勤時間とは、徒歩、乗物をあわせた通常の通勤方法による平均所要時間をさします。

ア	通勤時間が1時間以上である。
イ	通勤距離の片道が15km以上である。
ウ	通勤距離の片道が10km以上15km未満である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

7 過大住居費（家賃が高いことについて）

現に居住している住居の家賃又は間代は、いくらですか。

円

ア	家賃月額が月収の3割以上
イ	家賃月額が月収の2割5分以上3割未満
ウ	家賃月額が月収の2割以上2割5分未満
エ	家賃月額が月収の1割5分以上2割未満

8 町営住宅の入居申込回数

町営住宅の入居について過去に何回申し込まれましたか。（右の欄の符号を○でかこんでください。）

ア			イ		ウ	エ
3回以上			2回		1回	今回はじめて
年	年	年	年	年	年	

9 特殊事情者

（該当する項目の符号を○でかこんでください。）

ア	イ	ウ	エ
町政執行上の都合により立退要求され移転先がない。	身体障害者	寡婦	一室を必要とする長期療養者がいる

記入の見本

学生以外の方全員の所得証明書を添付して提出してください。無職の方も0円の証明が必要なため提出が必要です。

受付番号	抽せん番号

町 営 住 宅 入 居 申 込 書

○年 ×月 △日

柳津町長 殿
町営住宅の入居の申込みをいたします。
住所（〒969-7201）

福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234 電話 0241-42-2117

フリガナ ヤイツ タロウ
氏名 柳津 太郎

柳津 S45 年 1 月 1 日生

世帯構成成員等欄	① 現在同居しており今後も同居する者							
	続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	職業	所得税法第2編第2章第1～3節により算出した所得金額④	老人扶養親族・特定扶養親族・障害者・特別障害者・老年者・寡婦の別	勤務先
	申込者	ヤナイツ タロウ 柳津 太郎	S45. 1. 1	42	会社員		該当項目がある場合には、証明書の提出を要する	柳津商事
	妻	ヤナイツ ハナコ 柳津 花子	S44. 2. 1	41	なし			柳津中学校
	子	ヤナイツ タイチ 柳津 太一	H12. 2. 2	12	学生			
	② 現在は別居しているが今後同居する者							
	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	所得税法第2編第2章第1～3節により算出した所得金額④	老人扶養親族・特定扶養親族・障害者・特別障害者・老年者・寡婦の別	勤務先
	該当があれば記入（例：結婚して今後一緒に住む予定などの場合。その方の所得証明書も添付してください）							
③ 申込者又は同居親族の扶養親族又は、控除対象配偶者で今後も別居となるもの。								
続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	老人扶養親族・特定扶養親族・障害者・特別障害者・老年者・寡婦の別			
該当があれば記入（別居している両親を自分の扶養に入れている場合など。扶養親族、控除対象配偶者のわかる証明書類を添付してください）								
月収欄	$\left\{ \left(\begin{array}{c} \text{障害者} \\ \text{人円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{特別障害者} \\ \text{人円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{老年者・寡婦・寡夫} \\ \text{人円} \end{array} \right) \right\} - \left\{ \begin{array}{c} \text{①（申込者を除く）} + \text{②} + \text{③} \\ \text{人円} \end{array} \right\} + \left(\begin{array}{c} \text{老人扶養親族・特定扶養親族} \\ \text{人円} \end{array} \right) \div 12 = \text{円}$							
団地別希望調	希望する団地名に○印をして下さい。					実態調査状況欄	(例) 職場が遠く通勤に片道1時間以上かかっているため。	受理 審査
	柳ヶ丘1号棟	柳ヶ丘2号棟	大平1号棟	大平2号棟	長坂第一			
	RC造	RC造	RC造	RC造	木造			
	4階建	3階建	4階建	4階建	2階建			
		○	○					
簡単にで良いので、住宅を希望する理由を枠内に記入ください								

↑ 入居希望する団地に○をご記入ください。どの団地でも構わない場合には全団地につけていただいても構いません。

記入の見本

誓 約 書

- この申込書に記入した事項は、すべて事実と相違ないことを誓約いたします。
- この申込書に虚偽の事実を記載した場合は、町営住宅入居申込みの無効処分または、当選の失格処分をされても異議申し立ていたしません。

○年 ×月 △日

氏名

柳津 太郎



申込者は、当所に勤務し、次のとおり相違ないことを証明する。
申込みの月の前月より過去1箇年分（※印の欄は記入しないこと）

給料	円
扶養手当	円
超勤手当	円
賞与	円
その他	円
合計	円
※控除額	円
※所得金額	円

勤務所所在地

勤務所名称

電話 ()

(使用者) 職場長

氏名

印

申込者の同居者は、当所に勤務し、次のとおり相違ないことを証明する。申込みの月の前月より過去1箇年分（※印の欄は記入しないこと）

給料	円
扶養手当	円
超勤手当	円
賞与	円
その他	円
合計	円
※控除額	円
※所得金額	円

勤務所所在地

勤務所名称

電話 ()

(使用者) 職場長

氏名

印

申込者の同居予定者は、当所に勤務し、次のとおり相違ないことを証明する。申込みの月の前月より過去1箇年分（※印の欄は記入しないこと）

給料	円
扶養手当	円
超勤手当	円
賞与	円
その他	円
合計	円
※控除額	円
※所得金額	円

勤務所所在地

勤務所名称

電話 ()

(使用者) 職場長

氏名

印

現住所案内図

最寄りの交通機関から申込者の現住所に至る案内図を記入してください。

記入の見本

※困窮事項の確認のため、
必ず該当箇所に丸を付けてください。

困窮事項申告欄

1 不良住宅（住宅の不完全なことについて）

申込者の住宅は、下の欄のどの項目に該当しますか。（該当する項目の符号を○でかこんでください。）

ア	住宅が倒壊するおそれがあり、その他危険な状態にある。
イ	バラック建て住宅（応急的な仮設住宅で、使用材料が粗悪で極めて低質な建物をいう。）
ウ	転用住宅（倉庫、物置等住宅以外の建物を転用している住宅をいう。）
エ	上記のいずれにも該当しない。

2 生活上著しく不便（生活上設備の不便なことについて）

申込者の使用している炊事場、便所、給水の3設備は、専用のものですか、共同使用のものですか。（右の欄の該当する項目の符号を○でかこんでください。）

ア	炊事場、便所、給水の3設備とも共用である。
イ	上記の3設備のうち2設備が共用である。
ウ	上記の3設備のうち1設備のみ共用である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

3 別居（住宅がないため、別居していることについて）

申込者と同一の生計をいとなむ必要があるが住宅がないために別居している人がある場合又は、婚姻予約者のある場合には、右の欄の該当する項目の符号を○でかこんでください。

ア	住宅がないため妻若しくは夫又は子と別居している。
イ	住宅がないため扶養を要する親又は弟妹と別居している。
ウ	婚姻が成立しているが、住宅がないため結婚できない。
エ	上記のいずれにも該当しない。

（注意）この項目に該当する場合は、この申込書第1ページの世帯構成員欄の②「現在は別居しているが実際に入居する世帯員」の項に別居者の氏名等を記入してください。

4 過密居住（住宅のせまいことについて）

現に居住している部屋は、何室ですか。
（該当する欄を○でかこんでください。）

ア 1 室

イ 2 室

ウ 3 室 以上

現在の世帯人員は何人ですか。

3 人

畳数の合計は何畳ですか。
（板の間の部屋は、畳数になおして合計してください。家具等の多少は関係ありません。）

16.5 畳

上記の計算の結果、下の欄のどの項目に該当しますか。該当する項目の符号を○でかこんでください。

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1人当たり1.3畳以内	1人当たり1.6畳以内	1人当たり2.0畳以内	1人当たり2.0畳をこえているが、15才以上の者が3人以上で1室居住	1人当たり2.0畳をこえているが、15才未満の者を含む3人以上で1室居住	左記のいずれにも該当しない。

記入の見本

5 立退要求 (明渡しを請求されていることについて)

申込者が現に居住している住居について立退問題がある場合は、それが下の欄のどの項目に該当しておりますか。(該当する項目の符号を○でかこんでください。)

下の欄のアとウは、立退問題が裁判上(又は簡易裁判所における調停事件として)あらそいになっている場合に限りますから、注意してください。

ア	裁判上の判決、和解又は調停の成立により明渡しが決定済	裁判のあった日又は和解、調停の成立した日	年 月 日
イ	停年退職、会社解散等自己の都合以外の理由により住宅等から立ち退くことが必要である。	会社等所在地	
ウ	立退問題につき裁判等係争中	会社等の名称	
エ	立退きを要求されている。	停年退職・会社解散等の年月日	年 月 日
オ	上記のいずれにも該当しない。	管轄裁判所名	裁判所
		立退要求の内容	
		上記に対してとろうとしている措置	

6 遠距離通勤 (通勤時間・通勤距離)

世帯の主たる収入者の通勤時間又は、通勤距離は、右の欄でどの項目に該当しますか。

(該当する項目の符号を○でかこんでください。)

通勤時間とは、徒歩、乗物をあわせた通常の通勤方法による平均所要時間をさします。

ア	通勤時間が1時間以上である。
イ	通勤距離の片道が15km以上である。
ウ	通勤距離の片道が10km以上15km未満である。
エ	上記のいずれにも該当しない。

7 過大住居費 (家賃が高いことについて)

現に居住している住居の家賃又は間代は、いくらですか。

45,000 円

ア	家賃月額が月収の3割以上
イ	家賃月額が月収の2割5分以上3割未満
ウ	家賃月額が月収の2割以上2割5分未満
エ	家賃月額が月収の1割5分以上2割未満

8 町営住宅の入居申込回数

町営住宅の入居について過去に何回申し込まれましたか。(右の欄の符号を○でかこんでください。)

ア	イ	ウ	エ
3回以上	2回	1回	今回はじめて
年 年 年	年 年	年	

9 特殊事情者

(該当する項目の符号を○でかこんでください。)

ア	イ	ウ	エ
町政執行上の都合により立退要求され移転先がない。	身体障害者	寡 婦	一室を必要とする長期療養者がいる